

# 令和 4 年度税制改正要望書 (案)

沖 縄 県

令和3年 月 日

〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 殿

沖縄県知事

玉城 デニー

## 令和4年度税制改正について（要望）

沖縄の振興につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県におきましては、これまで沖縄振興交付金をはじめとした沖縄振興予算や、特区制度などの税制上の特例措置の活用を図り、産業の振興と県民生活の向上に努めてまいりました。

この結果、令和元年度における県内企業の法人税申告税額が過去最高を更新するなど、各方面において大きな成果を挙げております。

一方で、県民所得の向上等は未だ十分でなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあるほか、離島の条件不利性、米軍基地等の沖縄の特殊事情から派生する固有課題や、子どもの貧困の問題、雇用の質の改善など重要性を増した課題等の解決に向けて戦略的な取組が必要となっております。

このため、沖縄県としましては、SDGs を取り入れ社会・経済・環境の三つの側面と「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる県民が望む5つの将来像とを連動させ、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の実現、「強くしなやかな自立型経済」の構築及び「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を設定し、総合的な課題解決の視点の下、施策を展開し、「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成に向けて、

- (1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた各種施策の推進による「環境立国をリード」

- (2) ブルーエコノミーの展開と離島振興による「海洋立国の展開」
- (3) 世界に誇れる自然環境や歴史的風土等のソフトパワーの具現化による「観光立国をリード」

を目指すこととしております。

また、沖縄特有の課題の解決等に向けて、デジタルトランスフォーメーションとイノベーションの創出による県民所得の向上を図るための「デジタル化促進」や、アジアのダイナミズムを取り込み我が国の南の玄関口となる世界水準の空・海・陸の交通体系の構築による「我が国の重要な経済・交流の拠点の形成」、誰もが安心して子どもを産み育てやすい社会の実現による「少子化の克服等」へつなげることとしております。

さらに、これらの施策の円滑かつ効果的な展開が図られるよう、新技術や新ビジネスモデルの実証実験等を積極的に行うことができるテストベッド・アイランドの形成に取り組むこととしております。

政府におかれましても、6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、次なる時代をリードする新たな成長の源泉として、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方創り（新たな地方創生の展開と分散型国づくり）及び少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現の4つが挙げられており、沖縄の目指す方向性は一致していると考えております。

また、同方針では、新たな沖縄振興について『これまでの沖縄振興策の検証結果も踏まえ、現行沖縄振興特別措置法期限後の沖縄振興の在り方について検討を進めつつ、沖縄が日本の経済成長の牽引役となるよう、観光等の各種産業の振興、基地跡地の利用、人材育成を含め、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する』とされたところです。

沖縄の発展可能性を引き出すことは、我が国全体の発展につながり、国家戦略としても大きな意義を有していることから、復帰50周年の節目にスタートする新たな振興計画においては、日本経済の一端を担うべく、新時代沖縄を展望しうる、より深化した振興策の展開を目指したいと考えております。

沖縄県としては、これら沖縄独自の施策を主体的かつ効果的に展開するためにも、税制上の特別措置の新設、既存税制措置の拡充・継続等を盛り込んだ、新たな沖縄振興のための法律等の制定が必要であると

考えております。

つきましては、下記のとおり要望いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### I 新たな沖縄振興特別措置法に係る税制優遇措置等

#### 1 新たな制度の創設

##### (1) クリーンエネルギー導入支援制度

ア 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などの新たに導入した再生可能エネルギー活用設備やガス供給設備、コージェネ設備、先進船舶等に係る固定資産税の軽減

イ ガス供給事業等の用に供する天然ガスに係る石油石炭税の免除

##### (2) 人材投資促進税制

ア 県内の青色申告を行う中小企業者が人材投資に要した経費（教育・訓練費）に係る法人税（個人は所得税）額控除

##### (3) 沖縄イノベーション特別地区

###### ア 所得税の特例

(ア) 認定企業が雇用する社員の所得税の免除（5年間）

(イ) エンジェル税制における要件の撤廃または緩和

(ウ) 株式譲渡所得に係る税率の軽減

###### イ 法人税の特例

(ア) 所得控除（40%、10年間控除）

(イ) 研究開発税制の控除割合の拡大（上限撤廃）

(ウ) オープンイノベーション促進税制における出資要件の緩和

ウ 地方公共団体が行う地方税の課税免除に係る減収補てん措置

#### 2 特区・地域制度の拡充等

次の(1)から(9)までの各項目をアからオまでの制度へ適用

(1) 特区・地域制度の10年延長（令和14年3月31日まで）

(2) 対象資産にソフトウェアを追加

(3) 建物と建物附属設備の同時取得要件の撤廃

(4) 取得価額上限額20億円の撤廃

- (5) 地方税の課税免除又は不均一課税をした場合の減収補てん措置の10年延長
- (6) 事業所税の特例の継続（課税標準を2分の1）
- (7) 特例措置適用事業者に県への実績報告の義務づけ
- (8) 事業認定の要件の緩和（「設立から10年」→「県知事認定から10年」）
- (9) 事業を営む者の要件の緩和（「専ら」→「主たる」）

- ア 観光地形成促進地域制度（(8)、(9)を除く）
- イ 情報通信産業振興地域・特別地区（(4)を除く）
- ウ ものづくり産業イノベーション促進地域（(8)、(9)を除く）  
（現：産業高度化・事業革新促進地域）
- エ 国際物流拠点産業集積地域
- オ 経済金融活性化特別地区（(4)、(6)、(9)を除く）

### 3 個別要望事項

#### (1) 観光地形成促進地域制度

##### ア 対象資産の追加

- (ア) 従業員の休憩施設、宿舍及び駐車施設
- (イ) 改修による取得
- (ウ) （地方税のみ）機械・装置

##### イ 投資税額控除の控除率の引き上げ（高度省エネルギー増進設備 15%→20%）

##### ウ 投資税額控除の繰越期間の延長（4年→5年）

##### エ 登録免許税の軽減

##### オ 特定民間観光関連施設の対象施設の拡充

- (ア) 一定要件を満たす宿泊施設の追加
- (イ) 宿泊施設に附属する全ての特定民間観光関連施設
- (ウ) 一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有するものが存する施設

##### カ 温泉保養施設と国際健康管理・増進施設の適用要件の緩和（運動型健康増進施設認定規程と同基準とする）

##### キ 地方税の課税免除又は不均一課税の対象となる土地の要件の緩和（環境影響評価を行う場合）

#### (2) 情報通信産業振興地域・特別地区

- ア 特別地区の対象産業の追加（特定のソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業）
  - イ 情報通信産業振興地域の対象地域を全市町村に拡充
- (3) ものづくり産業イノベーション促進地域  
（現：産業高度化・事業革新促進地域）
- ア 申請書の記載事項の簡略化等
- (4) 国際物流拠点産業集積地域
- ア 指定区域の拡充
  - イ 航空機整備関連に必要な部品の保管、供給事業を対象に追加
  - ウ 事業認定要件の緩和（「保税地域の許可の取得」の廃止）
  - エ 特別事業認定要件の緩和（雇用要件 15 人以上→10 人以上）
  - オ 許可手数料の半減措置及び関税の選択課税の対象を「国の事業認定を受けた企業」から「特区内の企業」まで拡充
  - カ 産業用地の譲渡所得に係る特別控除
- (5) 経済金融活性化特別地区
- ア 高度外国人材に係る所得税の軽減（最高 45%→最高 17%）
  - イ 高度外国人材の株式等譲渡所得に対する課税免除
  - ウ 対象資産の取得下限額の引き下げ
    - (ア) 一つの生産等設備（1,000 万円 → 500 万円）
    - (イ) 機械・装置、器具・備品（100 万円 → 50 万円）
  - エ 投資税額控除の対象範囲の拡充（賃貸物件費用、人材育成・確保に要する費用の追加）
  - オ オープンイノベーション促進税制の対象企業の要件緩和（「10 年未満」→「革新的な経営資源を有する企業」）
- (6) 離島の旅館業に係る特例措置
- ア 適用期限の 10 年延長（令和 14 年 3 月 31 日まで）
  - イ 対象業種の追加（「製造業」、「農林水産物等販売業」、「情報サービス業等」）
  - ウ 対象設備の拡充（「建物及び附属設備」、「構築物」、「機械及び装置」）
  - エ 対象施設要件の「新設・増設」を「取得又は製作若しくは建設（建物にあっては改修を含む。）」に見直す

オ 割増償却(5年間)に変更し、償却限度額を機械・装置:32/100、  
建物・附属設備、構築物:62/100に見直す

カ 取得価額要件の下限額の引き下げ

(ア) 旅館業・製造業

a 個人又は資本金5,000万円以下:500万円以上

b 5,000万円超1億円以下:1,000万円以上の新增設

c 1億円超:2,000万円以上の新增設

(イ) 農林水産物等販売業・情報サービス業等:500万円以上

(7) 沖縄型特定免税店制度

ア 適用期限の10年延長(令和14年3月31日まで)

イ 免税上限額20万円の撤廃

ウ インターネットを通じた免税品の購入を可能とする

(8) 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置

ア 適用期限を10年間延長(令和14年3月31日まで)

イ 対象の追加(航空機整備を目的としたフェリー便)

ウ 全国特例の1/2の軽減の延長

(9) 電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置

ア 適用期限を10年間延長(令和14年3月31日まで)

II 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に係る税制措置

1 譲渡所得に係る特例の適用期限の延長(10年、令和14年3月31日まで)

III 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に係る税制措置

1 酒税の軽減措置の適用期限を、泡盛は2年間の猶予期間を設けた上で、現行の軽減税率を事業者の規模に応じて段階的に引き下げ、10年間(令和14年5月14日まで)、ビール等は5年間延長(令和9年5月14日まで)

2 揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限の10年延長(令和14年5月14日まで)

以上